

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の 大会施設工事における安全衛生対策の基本方針

〔平成28年6月17日
協議会申合せ〕

1 はじめに

世界最大の平和の祭典であるオリンピック・パラリンピック競技大会が、2020年に東京で開催される。2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）を、より多くの国・地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にするとともに、日本を再興し、成熟社会における先進的な取組を世界に示す契機とすることが重要である。

大会に向けて、アスリートが最高のパフォーマンスを発揮できるよう、世界の人々に感動を与える場となる大会施設を着実に整備しなければならないが、それには工事を安全最優先で施工することが不可欠である。

このため、我々は「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」（以下「協議会」という。）を開催し、関係省庁、発注者、建設業団体、労働組合がそれぞれの立場から緊密な連携を行うこととした。

安全最優先とは広く認知されている言葉であるが、関係者の高い意識と地道な努力によって初めて実現できるものである。我が国では、KY（危険予知）や5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）に代表される現場力を強みとして安全衛生水準の向上を図ってきた。これに加えて、近年では、リスクアセスメント、さらには労働安全衛生マネジメントシステムを推進しており、こうした我が国の建設工事の安全衛生管理は世界的にも一定の評価を受けている。しかし今なお、建設工事における労働災害や重大な事故が後を絶たない。

我々は、大会施設の建設工事のリスクに対し、安全衛生対策を徹底する必要がある。

2 安全衛生対策の基本的な考え方

国内外から注目される大会施設の建設工事が、大会の一つのレガシー（引き継がれていく有益な遺産）として、今後の快適で安全な建設工事のモデルとなるよう、先進的な安全衛生対策を実施し、女性や若者にも働きやすい職場環境を形成していく。

大会施設の建設工事に携わる者一人一人が世界最大の平和の祭典に参加し

ているという認識を持ち、安全最優先で工事を行う。また、安全衛生対策は、元請、下請（一人親方も含む。）の別なく、労使協調の下、統一的に実施されるようにする。

3 安全衛生対策の要点

上記2の基本的な考え方のもと、安全衛生対策は発注・設計段階から始める。これにより、大会施設を整備するプロジェクトとして工事の安全を最優先する姿勢を明確にし、労働災害や公衆災害などの重大なリスクに対してより適切な対処を可能とする。

その上で、施工段階では、リスクアセスメントを徹底し、工法自体の選択も含めて抜本的なリスク低減策を講じるとともに、工事従事者に対する安全衛生教育を徹底する。特に、墜落・転落災害等の建設工事で多く発生している労働災害、埋設物・架空線の破損事故等の公衆災害についてはその防止対策を徹底する。また、工事従事者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場とするため、工事従事者の健康管理、女性専用のトイレ・更衣室の設置、受動喫煙防止対策の徹底や長時間労働の縮減等を進める。

これらの事項を大会施設の建設工事における安全衛生対策の具体的な要点に据えることとし、その具体的な内容は以下のとおりである。

なお、安全衛生対策の実施状況は協議会においてフォローアップする。

(1) 発注者等による安全衛生の取組

安全衛生対策は施工段階からでなく、発注・設計段階から始める。発注者は、安全を損なうことがないように十分配慮して工期を設定するとともに、施工時の安全衛生対策に必要な経費が適正に計上された工事費の積算を行う。一方、発注者から建設工事を受注する施工者（以下「元方事業者」という。）とその下で一次、二次といった形で下請けを行う施工者（以下「関係請負人」という。）は、それぞれの段階における請負契約において、安全衛生対策の実施者及びその経費の負担者を明確にする。

設計者は、施工時の作業性や安全性についても十分に配慮しつつ、設計を行う。例えば、設計・施工一括方式の場合は、施工側の意見を取り入れながら設計を進めることが、作業性や安全性確保の面から効果的であると考えられる。

また、発注者や設計者は、施工時の安全に関わる留意点について、発注者、設計者、施工者間の三者会議等により元方事業者に的確に指示する。さらに、一の場所や近接する場所で別の建設工事があれば、発注者は、それぞれの元方事業者で工事間の連絡調整が行われるよう指導する。特に、

発注者の異なる隣接工事では、発注者自らが連絡調整の場を設ける等安全を確保した施工計画、作業計画が可能になるように配慮する。

発注者は、元方事業者が作成する安全衛生計画書等をもとに（２）から（４）に示す事項への対応状況を確認するとともに、元方事業者の安全衛生管理を適切に評価する。

（２） リスクアセスメントの実施促進等

労働災害及び重大な工事事故の危険性を調査し、低減策を講じるリスクアセスメントは建設工事における安全衛生管理の基本である。元方事業者は、施工計画における工法の検討に当たってリスクアセスメントを行い、より安全な工法を選択する。

また、関係請負人は施工計画や元方事業者が実施したリスクアセスメントの結果を踏まえ、自らが請け負う作業についてリスクアセスメントを行う。元方事業者は、こうした建設現場全体のリスク低減策の実施状況等について定期的に評価を行い、その改善を図る。

元方事業者は、建設現場の統括安全衛生管理を徹底し、元方事業者及び関係請負人で構成する協議組織の設置、作業間の連絡調整、現場巡視や関係請負人に対する指導等を行う。特に、様々な工事従事者が混在し、建設機械やクレーン等が多数使用される現場では、工事従事者との接触防止等の対策を徹底する。

安全衛生教育においては、建設業の経験が浅い者、作業主任者等の技術者、職長等の管理的立場にある者といったように工事従事者の経験や能力、立場等に応じてきめ細かい教育が行われるよう、元方事業者が指導・援助を行う。

また、適切な対策を講じた上で残存リスクとなる現場の危険箇所や視覚的に捉えられない危険については、表示・掲示等による「見える化（可視化）」を行い、工事従事者に分かりやすい対策を講じる。また、現場の安全衛生管理体制や安全衛生活動も「見える化」することで、工事従事者の安全衛生活動への参加意識を高める。

（３） 墜落・転落災害等の防止徹底

建設業における労働災害でもっとも多いものが墜落・転落によるもので、重篤な労働災害になる場合も多い。

元方事業者は、施工計画段階で、高所作業を少なくするような観点からも工法を検討するとともに、足場を設置する際はより安全性の高い措置を講じる。また、高所作業で使用する安全帯については、墜落時に身体への

衝撃が少ないハーネス型安全帯を積極的に採用する。

この他、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害等、建設工事で多く発生している労働災害や、埋設物・架空線の破損事故、資機材の落下、工事車両による交通事故等の公衆災害の防止について徹底した対策を講じるとともに、環境に配慮して工事を進める。

(4) より魅力ある建設現場の構築

工事従事者が安全に安心して、やりがいを持って働ける現場とするため、先進的な安全技術や安全管理手法を積極的に採用するなど、安全水準の向上に意欲的に取り組む。作業管理、作業環境管理、健康管理を通じて、熱中症の予防対策をはじめ衛生的環境を整備するとともに、メンタルヘルス対策を含む工事従事者の健康確保を図る。

女性や若者が展望をもって安心して生き生きと働ける魅力ある環境であることは、建設工事の安全衛生の観点からも重要である。施工者は、女性専用のトイレ・更衣室の設置や受動喫煙防止対策の徹底、更には長時間労働の縮減、計画的な休暇取得など、これからの時代に相応しい職場環境を整備する。

また、安全衛生活動に功績のあった者や優良工事を表彰し、称えることで、安全衛生担当者等のモチベーションを高め、その活動をより強力に推進させるとともに、現場の安全衛生意識の高揚を図る。

4 大会エンゲージメント、大会の成功への貢献

工事を安全最優先で進めていることを国民の皆様にご理解いただけるよう、大会施設の建設工事における安全衛生対策を分かりやすく情報発信する。また、快適で安全な建設工事のモデルとして今後の建設工事を牽引するため、建設技術者との情報共有や知見の交流を促進する。

これらの取組を含め、協議会の活動を通じて、たくさんの方と一緒に大会を創りあげていこうとする大会エンゲージメントに貢献するとともに、日本の建設工事の高い安全性と信頼を世界に発信する。

そして、我々が先人達から受け継いできた建設安全に関するレガシーを一段と高いものに造りあげ、未来をつくっていく次の世代に確実に継承していく。